

○ 実績目標(小) 1-2 : 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

**実績目標の内容及び
目標設定の考え方**

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)においては、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。また、「社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは国・地方の『行政』が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、『あらゆる手続きが役所に行かずにできる』、『必要な給付が迅速に行われる』といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である」との方針も示されています。

国税庁では、こうした政府全体の方針等を踏まえ、令和3年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像2.0-」(以下「将来像2.0」といいます。)を公表しました。将来像2.0では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」というこれまで掲げてきた二本の柱を維持しつつ、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))に取り組んでいく方針を明確にしました。また、同年12月には、将来像2.0で掲げた構想の実現に向け、「税務行政DX~構想の実現に向けた工程表~」を公表しました。

経済社会の変化に柔軟に対応しつつ、国税庁の使命を的確に果たしていくためにも、これらの資料に掲げた方針に基づき、引き続き各種DX施策を進めていくことが重要と考えています。

上記の「実績目標(小)」を達成するための「業績目標」

業績目標1-2-1: オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

業績目標1-2-2: デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

(注) 「実績目標(小) 1-2」は、その細目として上記の2つの目標「業績目標1-2-1及び1-2-2」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。

なお、2つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)
- 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)

今回廃止した測定指標とその理由			
該当なし			
参考指標	参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。		
担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、情報技術室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和5年10月